◎防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措 置法

(令和二年六月一九日法律第五六号)(衆)

一、提案理由(令和二年六月一○日・衆議院本会議)

○吉野正芳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を 御説明申し上げます。

本案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるものであります。

本案は、昨九日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(令和二年六月九日)

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点 農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置 法」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 法第三条第一項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、 生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承 等に配慮しなければならない旨を明記すること。
- 二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。
- 三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成三十一年法律第十七号) 附則 第五条(五年後見直し) については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関す る法律」(平成二十六年法律第七十八号) の趣旨及び本決議を踏まえて行うものとす ること。

右決議する。

二、参議院農林水産委員長報告(令和二年六月一二日)

○江島潔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長吉野正芳君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(令和二年六月一一日)

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点 農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 法第三条第一項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、 生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承 等に配慮しなければならない旨を明記すること。
- 二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。
- 三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成三十一年法律第十七号) 附則 第五条(五年後見直し) については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関す る法律」(平成二十六年法律第七十八号) の趣旨及び本附帯決議を踏まえて行うもの とすること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。